

### ○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

#### 1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

#### 2. 全ての子どもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

#### 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

➡ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

➡ 地域でひとりひとりの子どもの育ちと子育てが  
応援・支援される

➡ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

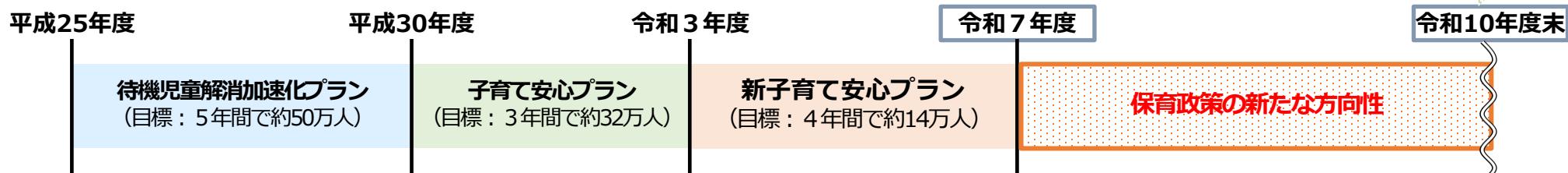


### 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全ての子どもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等



・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】

・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】

→ 待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」からの転換

・全ての子どもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)

→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、全ての子どもと子育て家庭を支援することも重要に